

第2次高槻市立認定こども園配置計画
【令和3年度～7年度】

令和3年7月
高槻市子ども未来部

はじめに

本市では、就学前児童人口は年々減少している中、保育需要は増加傾向にあることから、保育の受入枠の拡大に取り組んでまいりました。

一方で、公立幼稚園では入園児数の減少に伴う定員割れが常態化し、適切な集団規模の維持が難しくなっているほか、昭和40～50年代に建築された公立施設の老朽化への対応は急務となっています。

更に、子ども・子育て支援新制度で創設された0歳児から2歳児までの保育を行う地域型保育事業については、卒園した3歳児の受入先の確保や、保育の質の向上についても課題となっており、対応していく必要があります。

このような就学前教育・保育をめぐる様々な課題がある中、本市では、質の高い幼児教育・保育を将来にわたって維持していくため、附属機関である高槻市子ども・子育て会議の答申を踏まえ、平成28年9月に「高槻市立就学前児童施設の在り方に関する基本方針」を策定しました。

この基本方針では、次の4つの柱

- ① 公立施設の認定こども園への移行と1号認定子どもの3年保育の実施
- ② 公立施設を地域の核として整理・集約
- ③ 民間の積極的な活用
- ④ 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

を公立の就学前児童施設の在り方に関する方向性としています。

この基本方針を具体化するため、平成29年4月に「高槻市立認定こども園配置計画【平成30年度～令和2年度】」を策定し、取り組んできました。

今般、「高槻市立認定こども園配置計画【平成30年度～令和2年度】」の計画期間が終了したことから、その総括を行うとともに、令和3年度から令和7年度にかけて実施する計画として、本計画を策定しました。

目次

第1 就学前の子どもに対する教育・保育の基本理念と 目指す教育・保育環境	・ ・ ・ ・ ・ P 1
第2 幼保連携型認定こども園について	・ ・ ・ ・ ・ P 2
2-1 幼保連携型認定こども園の概要	・ ・ ・ ・ ・ P 2
2-2 公立の認定こども園で実施する教育・保育の内容	・ ・ ・ ・ ・ P 3
第3 配置計画（平成30年度～令和2年度）に基づく取組の成果	・ ・ ・ ・ ・ P 5
3-1 配置計画（平成30年度～令和2年度）の取組	・ ・ ・ ・ ・ P 5
3-2 配置計画（平成30年度～令和2年度）の成果	・ ・ ・ ・ ・ P 7
第4 配置計画（平成30年度～令和2年度）の取組への主な声	・ ・ ・ ・ ・ P 8
第5 第2次高槻市立認定こども園配置計画（令和3年度～7年度）	・ ・ ・ ・ ・ P 9
5-1 富田保育所の耐震化・認定こども園化	・ ・ ・ ・ ・ P 9
5-2 公立施設の地域型保育事業との連携	・ ・ ・ ・ ・ P 11
5-3 認定こども園配置数の基本的な考え方の検討	・ ・ ・ ・ ・ P 12

<言葉の定義>

新制度では、教育・保育を利用する子どもについて、3つの認定区分を設定しています。

- | | |
|-------------|---|
| 1号認定 | 子どもが満3歳以上で、幼稚園や認定こども園で教育を希望する場合 |
| 2号認定 | 子どもが満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所や認定こども園で保育を希望する場合 |
| 3号認定 | 子どもが満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所や認定こども園、地域型保育事業所で保育を希望する場合 |

本計画では、

- 1号認定の子どもを【1号子ども】、その保護者を【1号保護者】
- 2号認定の子どもを【2号子ども】、その保護者を【2号保護者】
- 3号認定の子どもを【3号子ども】、その保護者を【3号保護者】

と表記します。

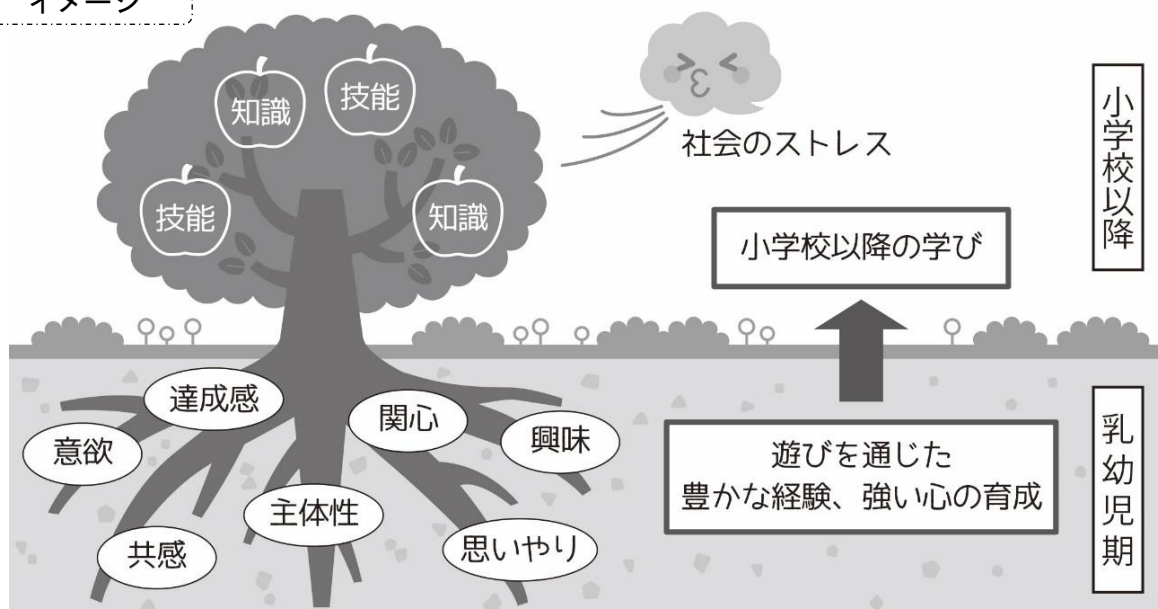
第1 就学前の子どもに対する教育・保育の基本理念と目指す教育・保育環境

乳幼児期は将来社会に出ていくための、すなわち生きていくための力を育む土台となる時期です。木に例えると根にあたり、しっかりと根を地面に根付かせるためには、より良く生きていくための『豊かな経験』やストレスを乗り越えるための『強い心』が必要です。いくら幹や葉にあたる知識や技能を身につけても、社会に出ると思い通りにいかない事も多く、少しの風（社会のストレス）にも耐え切れず倒れてしまいます。

豊かな経験と強い心は机に向かって座り、人から教えられて身につくものではありません。乳幼児期に自ら考え失敗や成功体験を繰り返し、多様な人と関わり様々な実体験をする中で、喜びや悔しさを経験し、共感などが身につきます。乳幼児期に豊かな経験をし、強い心を育むことが、小学校以降の学びにつながる土台となります。

本市のすべての子どもが、その土台をしっかりと形成できる教育・保育環境を整備していきます。

イメージ



～本市が目指す教育・保育環境～

子ども達が喜んで通い、たくさんの友達と関わりながら育ちあえる環境

保護者の就労状況に関わらず、3歳以上の子どもの連続した育ちが保障できる環境

どの施設に通っても、小学校への円滑な接続ができる環境

保護者が教育・保育方針や立地環境などによる選択ができる環境

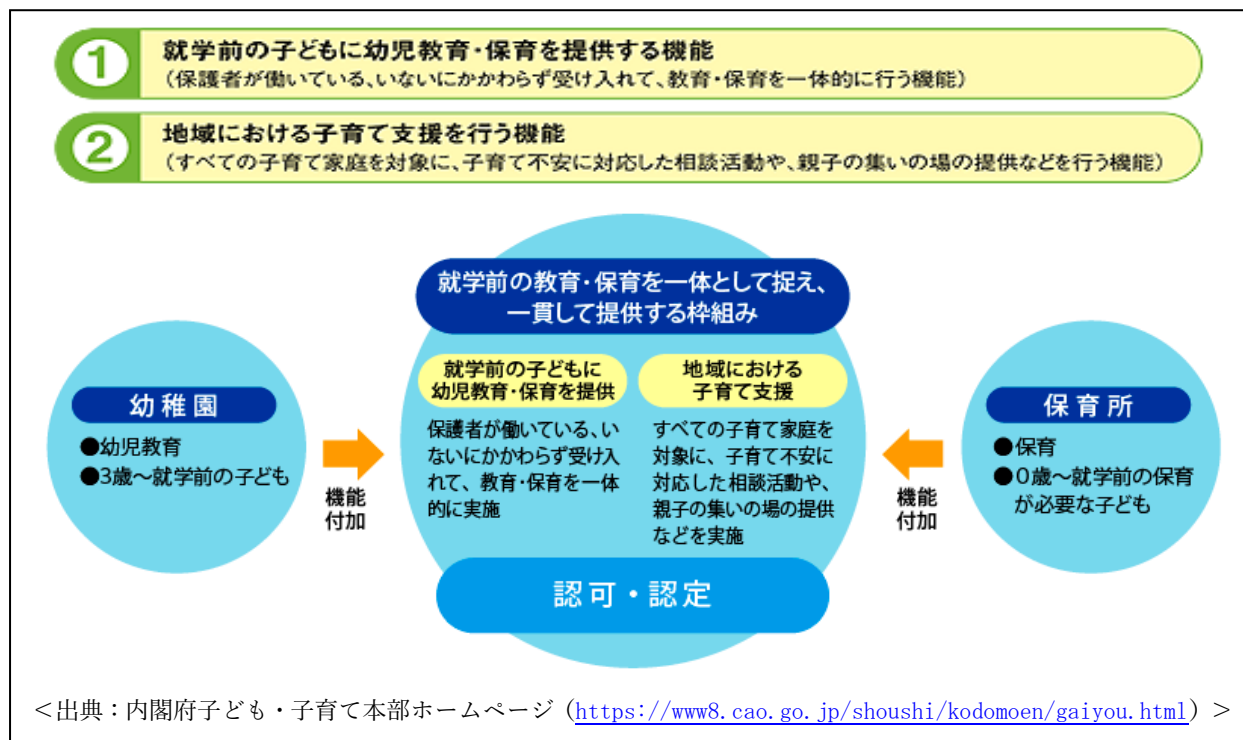
地域に開かれ、気軽に子育ての相談や園庭開放などに参加ができる環境

第2 幼保連携型認定こども園について

2-1 幼保連携型認定こども園の概要

幼保連携型認定こども園は、平成27年の新制度実施に伴う法改正により、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設として創設されました。このことにより、全国的に認定こども園の普及が進んでいます。

～認定こども園概要～



一方で、「認定こども園って最近よく聞くけど、保育所や幼稚園とどうちがうの?」「子どもにとって本当にいいの?」「制度がよく分からない」など、心配や不安の声があるのも事実です。

認定こども園には、次のような特長があります。

認定こども園では、3歳以上の子どもは保護者の就労の有無にかかわらず教育・保育を一緒に受けます。例えば、保育所では保護者が仕事を辞めた場合、子どもは保育所を退園する必要がありますが、認定こども園では、保護者の就労状況が変わった場合でも、通っている園を継続して利用でき、子どもの連続した育ちを保障することができます。

特に幼保連携型認定こども園は、保育所保育指針と幼稚園教育要領が一体となった幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、等しく教育・保育を受けられます。

認定こども園では、保育所や幼稚園という枠組みでは出会えなかった生活スタイルの異なる友達との触れ合いや関わりを通して、お互いを認め合い、そして自分らしく育つことができます。

子どもが育ち、保護者も育つ
認定こども園

(1) 認定こども園で行う教育・保育

公立施設の保育者は、一人ひとりの子どもにしっかりと目を向け、子どもの人権、自尊感情を尊重することや、意欲的に遊び、達成感を感じられる環境づくりをすることを心がけ教育・保育に取り組んでいます。

認定こども園への移行後も、保育者は、子どもに丁寧に寄り添い、これまで培ってきた教育・保育を引継ぎながら、多様な生活スタイルの子どもが共に過ごすことの効果を活かして、子どもがお互いの経験を教えあうことで生まれる興味や関心を伸ばし、豊かな経験と強い心を身に付ける教育・保育を実施します。

公立の保育所・幼稚園での3・4・5歳児の教育・保育とは・・・

子ども自身が、それぞれの興味、関心のある遊びをみつけて、工夫し遊び込める、子ども主導型の「遊び選択制保育」による教育・保育を行っています。この遊び選択制保育を通して、『子どもの主体性、協調性、思いやり、秩序等、生きていく土台となる心の育ち』と『学校の学びにつながる数量、読み書きなどへの興味、関心を育む』教育・保育を行っています。

公立保育所での0・1・2歳児の保育とは・・・

月齢による発達差が大きい0・1・2歳児は、一人ひとりの発達をきめ細かく把握し援助するために「育児担当制保育」をしています。毎日決まった大人が同じ日課の中で育児に関わることで、子どもの発達を促す遊びを保障し、子どもと大人との愛着・信頼関係を築き情緒の安定を図っています。

(2) 3～5歳児の学級編制の方法について（異年齢児学級保育）

認定こども園では、3歳以上の園児は、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制しますが、公立の認定こども園では、3～5歳児の異年齢児学級保育を実施します。

異年齢児学級保育は、年齢や学級を越えた自然な関わりが豊かになり、憧れや思いやりなどの心の育ちが生まれます。既に公立幼稚園で実施している異年齢児学級（4、5歳）の成果として、4歳児の意欲や5歳児の自己有用感の育ちが挙げられます。

今後、3歳児を含めた異年齢児学級保育を実施することで、年齢や成長の幅の広がりから憧れを感じる対象や自己有用感を感じる対象が広がり、さらなる成果へ繋がると考えています。また、初めて集団生活を体験する1号子どもの生活習慣の自立が早くなるという効果も期待できます。

(3) 給食の実施

認定こども園に移行する公立施設は、全ての子どもに対し給食を提供します。

給食提供は、発育に応じた適切な栄養を摂取することができ、保育者や友達と共に同じものを食べることで、一緒に食べる楽しさを味わい、好き嫌いを減らし、正しい食習慣を身に

付けることができます。様々な食経験を通して、食べることへの興味や関心を持ち、食べ物
の大切さや感謝の気持ち、命の大切さへの気付きになります。

また、幼児期の給食経験が、小学校での給食をスムーズに進めることができると考えてい
ます。

(4) 認定こども園の一日の生活 (例)

	7:30	8:45	9:00	12:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
<3~5歳児>										
1号子ども		登園	教育課程時間(1号子ども・2号子どもと一緒に活動を行う)		降園					
2号子ども	順次登園		学級活動(異年齢) 学年活動(同年齢)	給食・学級活動	午睡	おやつ・遊び・順次降園			閉園	
<0~2歳児>	7:30	9:15	11:00	12:00		15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
3号子ども	順次登園	おやつ・遊び	給食	午睡		おやつ・遊び・順次降園			閉園	

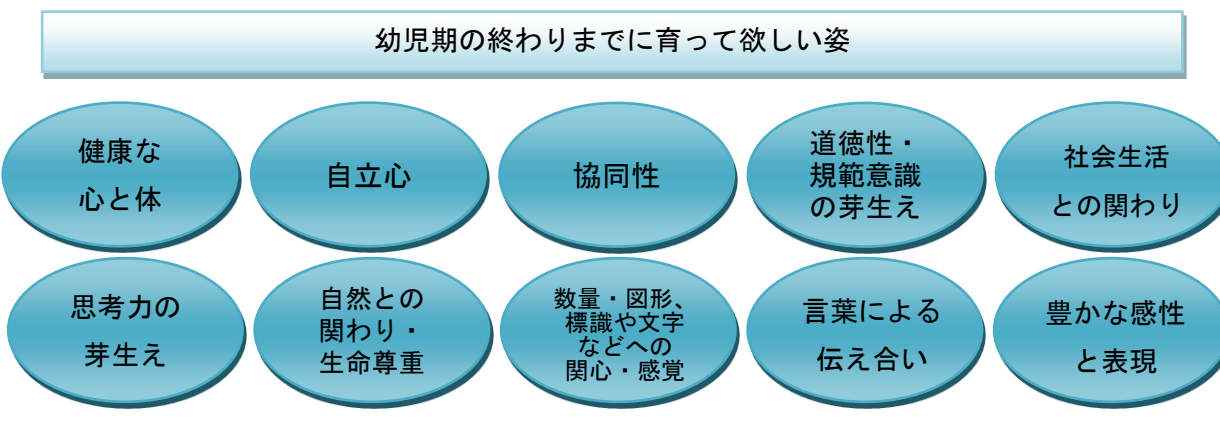
<参考>～幼児教育の重要性～

幼児教育は、近年、国内外において、その重要性に対する認識が高まっています。平成28年4月には、より効果的な研究活動を遂行するため、国立教育政策研究所内に幼児教育研究センターが設置されました。

また、平成30年4月には、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針の改訂が行われたところです。

この中で、幼児教育において育みたい資質・能力は、小学校以降のいわゆる教科指導ではなく、幼児の自発的な活動である遊びや生活の中で、美しさを感じたり、不思議さに気付いたり、できるようになったことなどを使いながら、試したり、いろいろな方法を工夫したりすることを通じて育むことが重要とされています。

そして今回新たに、幼児期の終わりまでに育って欲しい姿として、5領域と言われる「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の内容等を踏まえ、特に5歳児の後半に、園の教育を通して幼児期に育つことが期待される心情、意欲、態度などを達成するために、教員が指導し幼児が身に付けていくことが望まれるものを抽出し、具体的な姿として整理され、明確化されました。



第3 配置計画（平成30年度～令和2年度）に基づく取組の成果

3-1 配置計画（平成30年度～令和2年度）の取組

前回計画では、基本方針の4つの柱に基づき、より良い教育・保育環境の整備に向けた具体的な施設配置計画として、以下のとおり取組みました。

	(年度)			
	平成29	平成30	令和元	令和2
(1) 公立施設の整理・集約及び認定こども園化	■■■■■	■■■■■	■■■■■	実施 →
(2) 公立幼稚園の園区制廃止	■■■■■	実施	■■■■■	■■■■■
(3) 民間の積極的活用による認定こども園化	■■■■■	■■■■■	■■■■■	実施 →
(4) 高槻子ども未来館の開設	■■■■■	■■■■■	実施	■■■■■
(5) 公立幼稚園の就労支援型預かり保育の拡大	■■■■■	■■■■■	実施	■■■■■

(1) 公立施設の整理・集約及び認定こども園化 2020（令和2）年度開設

五領・上牧区域においては、五領・上牧幼稚園、五領保育所の3施設を統合して、五領認定こども園を整備し、また、三箇牧・柱本区域においては、三箇牧・柱本幼稚園の2施設を統合して、三箇牧認定こども園を整備しました。五領認定こども園、三箇牧認定こども園とも令和2年4月から運営を開始し、1号子どもの3年保育も実施しています。

五領認定こども園 (0～5歳)	五領・上牧幼稚園、五領保育所の3施設を統合
三箇牧認定こども園 (3～5歳)	三箇牧・柱本幼稚園の2施設を統合



五領認定こども園



三箇牧認定こども園

(2) 公立幼稚園の園区制廃止 2018（平成30）年度開始

保護者の自由な施設選択が可能となるよう、平成30年度の公立幼稚園の入園申込から園区制を廃止しました。

(3) 民間の積極的活用による認定こども園化 2020（令和2）年度開設

清水・磐手・日吉台幼稚園の3施設については、令和2年4月に民間移管し、認定こども園化しました。

また、耐震化が完了していなかった芥川・柳川保育所の2施設については、園舎の建替えを前提に民間移管を行い、芥川保育所については令和3年4月に、柳川保育所については、令和3年6月に認定こども園化しました。

清水認定こども園 (3～5歳)	旧清水幼稚園を民間認定こども園化
いわてこども園 (3～5歳)	旧磐手幼稚園を民間認定こども園化
認定こども園日吉台幼稚園 (3～5歳)	旧日吉台幼稚園を民間認定こども園化
芥川認定こども園 (0～5歳)	旧芥川保育所を民間認定こども園化
柳川認定こども園 (0～5歳)	旧柳川保育所を民間認定こども園化



芥川認定こども園



柳川認定こども園

(4) 高槻子ども未来館の開設 2019（令和元）年度開設

高槻子ども未来館については、高槻保育所の老朽化・耐震化に伴う対応と、新たな就学前児童施設の拠点として整備を行い、平成31年4月に運営を開始しました。

同館の1階の高槻認定こども園では、多様な保育ニーズへの対応として、病児保育、休日一時預かり保育を実施するとともに、3階には保育の担い手となる人材育成機能を備え、民間施設の職員も対象とした研修などを実施しています。



高槻子ども未来館

(5) 公立幼稚園の就労支援型預かり保育の拡大 2019（令和元）年度開始

地域型保育事業所卒園児の受入枠の確保を図るため、平成31年4月から、芥川・西大冠幼稚園に加えて、新たに富田幼稚園で就労支援型預かり保育を実施するとともに、各施設において、2号子ども3歳の受入れも開始しました。

3-2 配置計画（平成30年度～令和2年度）の成果

（1）計画実施による認定こども園施設数と定員数（2・3号子ども）の増

計画実施により、市として設置を進めている幼保連携型認定こども園については、平成29年度と比較して、施設数は公立・民間あわせて8施設増加し、2・3号子どもの定員数についても、520人増加しました。

(施設数)				(2・3号子どもの定員数)			
	H29	R3	増減数		H29	R3	増減数
公立幼稚園	22	15	▲7	公立幼稚園 (就労支援型預かり保育)	65	120	55
公立保育所	13	9	▲4	公立保育所	1,340	980	▲360
公立認定こども園	1	4	3	公立認定こども園	74	321	247
民間認定こども園	—	5	5	民間認定こども園	—	273	273
幼保連携型認定こども園				幼保連携型認定こども園			
8				520			

※H29は4月1日、R3は6月1日現在

※各年度4月1日現在

（2）保育サービス・子育て支援の充実

民営化を含む認定こども園化に伴い、様々な保育内容の充実が図られています。

まず、保育所や幼稚園が認定こども園になることで、保護者の就労形態にかかわらず、連続した教育・保育の提供が可能となったほか、1号子どもに対する長時間の受入れや、給食提供の実施など、保育サービスの充実に繋げることができました。

更に、統合や民営化に伴い、園舎の建替えが進み、老朽化や耐震化、駐車場確保などの課題が解消されてきています。

民営化による保育内容の変化としては、事業者それぞれの方針や特性を活かした教育・保育が展開されるとともに、英語やスイミング、運動指導など特色ある多様な取組が取り入れられています。

一方、高槻子ども未来館を中心に、就学前教育・保育の質の向上への取組を進めています。

令和2年4月に、公私合同で質の向上を図るため、新たに高槻市就学前教育・保育人材育成協議会を設置するとともに、市内施設の保育教諭等に対するスキルアップ研修の実施や救命救急講習・人権研修・衛生管理研修など公私合同研修の充実に取組んでいます。

また、行政と民間施設との定例会議により、市内の教育・保育に関する情報共有を図っています。

（3）市の財政負担の軽減

2・3号子どもに対する保育の受け皿が215人増加する一方で、公立施設における保育士等の人件費や施設の運営経費について、年間約93,675千円の削減に繋がりました。

また、園舎の建替え等に対する財源として、国・府の補助金 約777,513千円、民営化に伴う土地の売却収入として、762,476千円の歳入確保を図ることができました。

これらにより得られた財源については、施設整備のほか、市民サービスの充実に活用しています。

第4 配置計画（平成30年度～令和2年度）の取組への主な声

配置計画（平成30年度～令和2年度）を進めるにあたっては、市HPや広報誌でPRしてきたほか、該当する施設に入所する児童の保護者や関係する地域の皆様への説明会を重ねてきました。

その中では、計画に対して主に次のような声がありましたが、計画を推進するにあたり、これらのご意見に対し、できる限りの対応に努めてまいりました。

次期計画を進めるにあたって、これらのご意見を踏まえて、より良い手法を検討していきます。

（1）計画全般について

- ・説明会の回数を増やして欲しい。（保護者、地域住民）
- ・認定子ども園と保育所、幼稚園の違いや認定子ども園のメリットについて、詳しく教えて欲しい。（保護者）
- ・全公立施設を認定子ども園化することですが、今後のスケジュールを教えてください。（保護者）

（2）公立施設の整理・集約について

- ・幼稚園と保育所が一つになることで、教育や保育の内容や質が大きく変わってしまいませんか。（保護者）
- ・定員が変わり、下の子が入りにくくなりそうで不安です。希望者（1号・2号子どもとも）が全員入れる定員設定をして欲しい。（保護者）
- ・集約後の施設は自宅から遠いため、通うのが大変です。（保護者）
- ・PTAや保護者会はどのようになりますか。1号子どもと2号子どもで負担の偏りは起こらないのでしょうか。（保護者）
- ・遠方からの車送迎が増えることで、迷惑駐車や渋滞が起これそうで不安です。（地域住民）

（3）民間の積極的活用について

- ・先生が一斉に変わること子どもが不安にならないか心配です。（保護者）
- ・制服や習い事などで保護者の金銭的な負担が増えるのではないのでしょうか。（保護者）
- ・事業者はどうやって選ぶのですか。選ばれた事業者がしっかりと教育・保育をされるのか不安です。（保護者）
- ・これまでの地域との関わりや公立小学校との交流などはなくなってしまうのでしょうか。（地域住民）
- ・土地の有償譲渡が移管条件ですが、資金的に困難です。土地を賃貸借する手法は選択できないのでしょうか。（事業者）

第5 第2次高槻市立認定こども園配置計画（令和3年度～7年度）

第2次高槻市立認定こども園配置計画の策定にあたっては、高槻市立就学前児童施設の在り方に関する基本方針に基づき、より良い教育・保育環境の整備に向けて、以下のとおり優先して実行すべき内容について定め、取組を進めていきます。

（年度）

	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
（1）富田保育所の耐震化・認定こども園化					
┌ 測量・鑑定（現富田保育所用地）	→				
└ 仮設園舎で認定こども園運営		-----→			
└ 新園舎で認定こども園運営		-----→			→
（2）公立施設の地域型保育事業との連携	-----→				→
（3）認定こども園配置数の基本的な考え方の検討	-----→				→

5-1 富田保育所の耐震化・認定こども園化

（1）耐震課題のある富田保育所について、「市立就学前児童の在り方に関する基本方針」との整合性を考慮し、現地に富田認定こども園として、富田幼稚園との統合整備を行います。

<富田保育所基礎情報>

建築年月日	S 4 7 年 9 月（S 5 6 . 3、H 1 2 . 1 鉄骨増築）
構造等	鉄筋コンクリート増（一部鉄骨増）
延べ床面積	1 4 0 5 . 7 m ²
耐震断結果	1次 0 . 8 3 2次 0 . 1 9
公共施設耐震化計画での区分	「C」

<幼稚園・保育所のこれまでの耐震化状況>

幼稚園	小学校と同時に耐震整備を順次実施	平成27年度終了
保育所	区分Cのため、順次実施	
大塚保育所（2次診断I s 値	0 . 0 4）	平成27年度完了（南大冠幼で代替保育）
春日保育所（2次診断I s 値	0 . 1 9）	平成28年度完了（西大冠幼で代替保育）
高槻保育所（2次診断I s 値	0 . 4 2）	令和元年度完了（高槻子ども未来館に移転）
芥川保育所（2次診断I s 値	0 . 2 7）	令和3年度完了（民営化建替。令和2年度は仮設園舎）
柳川保育所（2次診断I s 値	0 . 2 6）	令和3年度完了（民営化建替。令和2年度は仮設園舎）
富田保育所（2次診断I s 値	0 . 1 9）	令和7年度完了予定（民営化建替予定）

< 富田保育所の耐震整備課題 >

- ・工事のために保育室がかなりの期間（約2年）使用不能となるため、代替保育場所の確保や、児童入所制限などの措置が必要。
- ・定員規模140名の保育所に、子育て支援センター機能、要保護児童に対する地域支援機能等を備えており、整備費用が大きい。

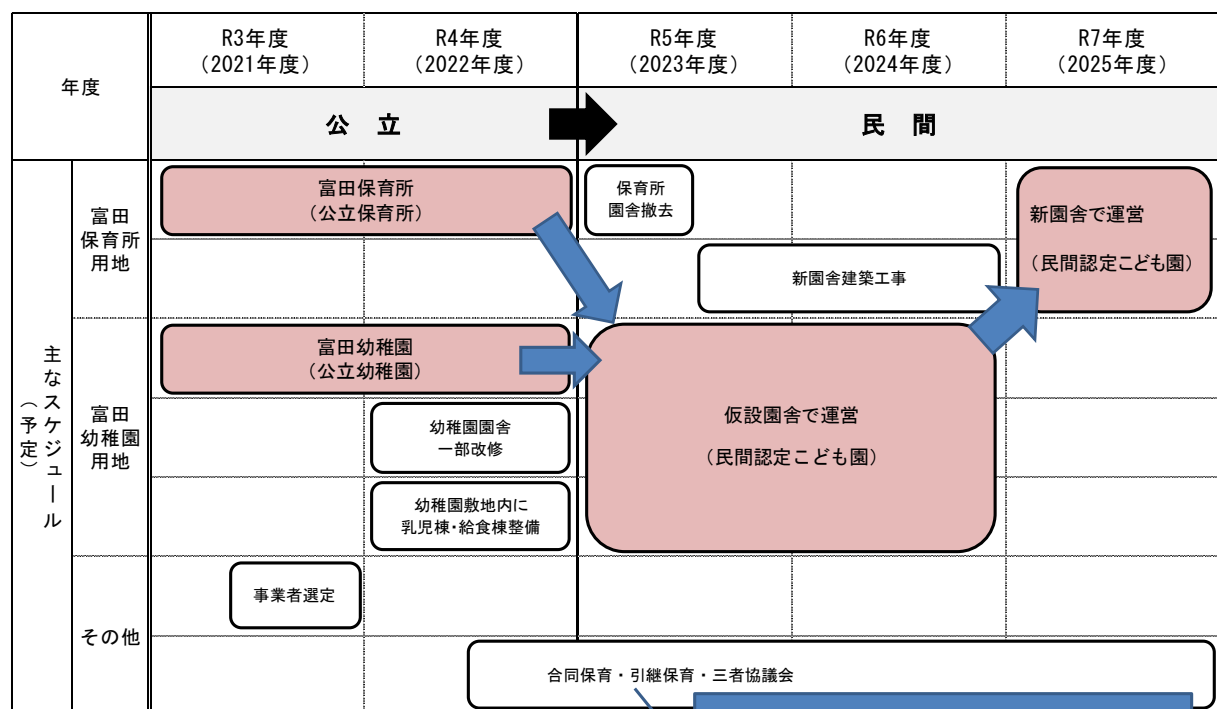
(2) 園舎の建替えにあたっては、仮設園舎の整備として、富田幼稚園地内において園舎の改修及び増築を行い、令和5年度から仮設園舎で認定こども園の運営を開始します。

(3) 現富田保育所用地で認定こども園舎として建替えを行い、令和7年度から新園舎での運営を行います。

(4) 認定こども園の運営主体は、魅力ある保育サービスの充実と整備期間の短縮及び整備財源確保のため、民間運営とします。

(5) 民間への移管にあたっては、富田地域における当該保育所、幼稚園の実績を考慮した手法を検討します。

富田保育所・幼稚園 認定こども園化スケジュール予定 (イメージ)



- ・合同保育・・・移管前に、民間事業者の先生と公立の先生が一定期間合同で教育・保育を行います
- ・引継保育・・・移管後に、元園長など公立の先生が定期的に訪問し、スムーズな引き継ぎを図ります
- ・三者協議会・・・保護者、事業者、市の三者で定期的に協議を行い、必要なことを決めていきます

5-2 公立施設の地域型保育事業との連携

公立施設を、地域型保育事業所を卒園する3歳の受け皿としての役割を担う施設として設定し、教育・保育のスムーズな接続を図ります。現在、13施設ある公立認定こども園・保育所の各施設において受入れ可能な3歳の枠を活用し、地域型保育事業所の卒園児を優先的に受入れます。

あわせて、保育内容の支援として、地域型保育事業所を対象とする研修等の積極的実施により、保育の質の向上などの連携を図ります。

<地域型保育事業所卒園児の受け皿の状況>（令和3年6月時点）

現在、市内には地域型保育事業所が、46施設あり、そのうち、教育・保育施設との間で、卒園する全児童を優先的に受入れる協定を締結している事業所は9か所、卒園する児童の一部を優先的に受入れる協定を締結している事業所は25か所となっています。

これにより、地域型保育事業所における2歳児の全定員数321人のうち、卒園後も継続して教育・保育を提供するための受け皿として、139人（43.3%）の枠が確保されています。

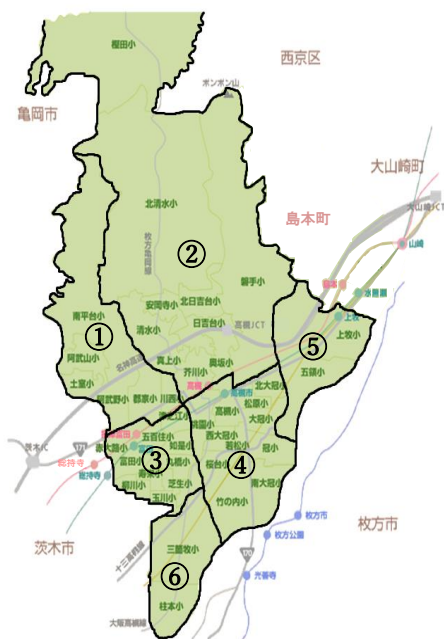
引き続き、地域型保育事業者に対しては、受け皿の充実のため、教育・保育施設との連携を働きかけていきますが、公立施設についても、その役割の一端を担っていきます。

また、これまで以上に、研修等による保育の質の向上などの連携を図り、受け皿の確保と質の両面から地域型保育事業所を利用する保護者の安心に繋がります。

5-3 認定こども園配置数の基本的な考え方の検討

「第二次高槻市子ども・子育て支援事業計画」で定める教育・保育提供区域ごとに、核となる認定こども園を1か所設置するとともに、区域の特性等に応じて必要となる施設数の検討を行います。

～「第二次高槻市子ども・子育て支援事業計画」で定める教育・保育提供区域～



※教育・保育提供区域の区域割りは、小学校区の境界をもって設定しています。
 ※施設数は、令和3年6月現在。地域型保育事業所は除く。

第1区域—JR以北・芥川以西区域

＜公立幼稚園＞阿武野幼、郡家幼、土室幼
 ＜公立保育所＞阿武野保、川西保
 ＜民間施設＞民間認定こども園5園、民間保育園2園、私立幼稚園なし

第2区域—JR以北・芥川以東区域

＜公立認定こども園＞高槻認
 ＜公立幼稚園＞芥川幼、北清水幼、榎田幼
 ＜公立保育所＞磐手保
 ＜民間施設＞民間認定こども園10園、民間保育所3園、私立幼稚園2園

第3区域—JR以南・芥川以西区域

＜公立幼稚園＞富田幼、芝生幼、玉川幼、津之江幼、五百住幼
 ＜公立保育所＞如是保、富田保、北昭和台保、芝生保
 ＜民間施設＞民間認定こども園3園、民間保育所3園、私立幼稚園2園

第4区域—JR以南・芥川以東区域

＜公立認定こども園＞桜台認
 ＜公立幼稚園＞高槻幼、南大冠幼、西大冠幼、松原幼
 ＜公立保育所＞大塚保、春日保
 ＜民間施設＞民間認定こども園7園、民間保育所7園、私立幼稚園2園

第5区域—五領・上牧区域

＜公立認定こども園＞五領認
 ＜公立幼稚園＞なし　＜公立保育所＞なし
 ＜民間施設＞民間認定こども園1園、民間保育所1園、私立幼稚園なし

第6区域—三箇牧・柱本区域

＜公立認定こども園＞三箇牧認
 ＜公立幼稚園＞なし　＜公立保育所＞なし
 ＜民間施設＞民間認定こども園2園、民間保育所なし、私立幼稚園なし